○少年指導委員功労表彰取扱要綱の制定について

(平成29年12月25日付け例規香少年第210号)

少年指導委員として功労のあった者に対する表彰については、「少年指導委員功労表彰取扱要綱の制定について」(平成19年4月16日付け例規香少年第81号。以下「旧例規」という。)に基づき実施しているところであるが、旧例規の保存期間満了に伴い、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「少年指導委員功労表彰取扱要綱」を定め、平成30年1月1日から実施することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

少年指導委員功労表彰取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、多大な功労のある少年指導委員に対して、香川県警察本部長(以下「本部長」という。)及び香川県少年指導委員連絡協議会会長(以下「県会長」という。)が連名で行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類、数等

- 1 表彰の種類及び授与数少年指導委員功労表彰 毎年4人以内
- 2 表彰の方法
 - (1) 表彰は、賞状を授与して行うものとする。
 - (2) 表彰は、(1)の賞状に合わせて記念品その他の副賞を付して行うことができる。

第3 表彰の対象

多年にわたり、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する活動又は少年の健全な育成に資するための活動に尽力し、多大な功労があったと認められる少年指導委員で、次の基準を満たすもの

- (1) 少年指導委員に委嘱されてから5年以上在任している者
- (2) 他の少年指導委員の模範となると認められる者

第4 署における選考及び上申

署長は、その署の管轄区域を活動区域とする少年指導委員であって、第3に定める表彰の対象に該当する者のうちから真に表彰に値すると認められるものを、少年指導委員功労表彰候補者として選考し、別記様式の少年指導委員功労表彰候補者上申書により、少年課長を経由して本部長に上申するものとする。

第5 受賞者の決定

本部長は、第4の規定により上申があった少年指導委員功労表彰候補者のうちから真に表彰に値すると認められるものを選考し、県会長と協議の上、受賞者に決定するものとする。

第6 表彰の実施

- 1 表彰は、原則として少年指導委員委嘱式又は研修会において行うものとする。 ただし、これによりがたい事情がある場合は、この限りでない。
- 2 少年指導委員功労表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、生前の 日に遡って表彰するものとする。

(別記様式 省略)